

静岡県学校給食用小麦粉製品加工および 炊飯委託工場選定基準

(静岡県教育委員会)

昭和51年 6月18日制定

昭和54年12月21日改正

昭和55年12月23日改正

昭和60年11月30日改正

学校給食用小麦粉製品加工および炊飯委託工場（以下「委託工場」という）は、静岡県食品衛生規則による営業施設の基準に規定する施設を有しかつ次の事項に適合するものでなければならない。

1. 委託工場の経営者は、学校給食に深い理解をもち、かつ、協力的で社会的信用がなければならない。
2. 委託工場は、次の各号の全てについての管理・運営体制が十分に整備されていなければならない。
 - (1) 施設・設備が適切に配置され、かつ、その管理状況が良好なものであること。
 - (2) 従業員の管理・指導が的確に行われていること。
 - (3) その他、管理・運営が適正かつ円滑に行われる体制にあること。
3. 委託工場は食品衛生監視票の評点が80点以上で、かつ、平素の衛生管理状態が良好でなければならない。
4. 委託工場の経営者は5年以上の技術経験を有するとともに事務処理能力のあるものでなければならない。ただし、次の各号に掲げる従業員を雇用しているときは、この限りでない。
 - (1) 5年以上の技術経験を有する者、または技術養成所を修了した者1名以上
 - (2) 事務経験を有し、事務にたん能なる者1名以上
5. 委託工場は従業員の健康管理が徹底し、健康診断および検便が定期的に励行されていなければならない。
6. 前各号に達しないもので特別の事情がある場合は、条件を付して選定することができるものとする。

附 則

この選定基準は、昭和60年11月30日より施行する。